

防府市議会意見箱設置要綱

平成30年3月28日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の多様な意見の議会活動への反映と議会の広聴機能の充実・強化を図るための意見箱（以下「意見箱」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「意見」とは、議会に対する質問、意見、要望、相談、提言等をいう。

(設置場所)

第3条 意見箱を設置する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 防府市議会棟1階
- (2) 防府市議会棟3階

(利用)

第4条 意見箱を利用しようとする者は、意見を別記様式に記入して投かんするものとする。

(利用の条件)

第5条 提出された意見に対して回答を求める者は、次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号

2 議長は、次の各号のいずれかに該当する意見については、回答しないことができる。

- (1) 前項に掲げる事項を明記していないもの
- (2) 特定の者又は団体の通信の秘密又はプライバシーを侵害するもの
- (3) 特定の者又は団体を誹謗（ひぼう）、中傷又は差別するもの
- (4) 著作権等、特定の者又は団体の知的財産権を侵害するもの
- (5) その他、特定の者又は団体の権利又は利益を侵害するもの
- (6) 偽造、虚構又は詐欺的なもの

- (7) 法令又は条例等に違反又は違反する恐れのあるもの
- (8) 営利を目的としたもの
- (9) 執行部に対する要望であるもの
- (10) その他回答することが不適切と思われるもの
(個人情報適正管理)

第6条 提出された意見のうち防府市議会の個人情報に関する条例（令和5年防府市条例第24号。以下「条例」という）第2条第1項に規定する個人情報に該当するものは、条例第3条及び第9号に基づき適正に管理するものとする。

(意見の処理)

第7条 第4条の規定により投かんされた意見については、議会改革推進協議会で対応を協議するものとする。

- 2 議会改革推進協議会は、提出された意見についての協議の後、常任委員会、特別委員会又は議会運営委員会に助言を求めることができる。
- 3 前項の助言の依頼を受けた委員会は、意見の適切で速やかな処理と議会活動への反映に努めなければならない。

(回答及び公表)

第8条 意見及びこれに係る議会の対応については、提出者に回答を送付するとともに必要に応じてホームページ等で公表するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、意見箱の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。